

4月 9日(日) 埼玉県議会議員選挙 4月 23日(日) 行田市議会議員選挙・行田市長選挙

投票期間および投票時間

【県議会議員選挙】4月1日(土)～8日(土)
【市議会議員選挙・市長選挙】4月17日(月)～22日(土)
いずれも午前8時30分～午後8時

投票日が近づくにつれ混雑が予想されます。お早めにご利用ください。

代理投票

身体の障害などで、自分で投票用紙に記入できない方のために代理投票の制度があります。投票管理者に申し出ることにより、自分の投票したい候補者の氏名を投票所の係員が代理で記入し、投票します。

点字投票

目の不自由な方は点字で投票することができますので、点字で投票を行う旨を投票管理者に申し出てください。

不在者投票

都道府県選挙管理委員会が指定する施設(病院や老人福祉施設など)に入院・入所中の方、出張などで市外に滞在している方は、その施設や滞在先の選挙管理委員会で不在者投票ができます。この場合、投票用紙の請求や交付を郵送で行うため時間がかかりますので、早めの手続きをお願いします。

郵便などによる不在者投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険の被保険者証をお持ちの方のうち、次の事項に該当する方は、郵便などによる不在者投票を行うことができます。なお、この郵便等投票制度を利用するためには、予め郵便等投票証明書の交付を受ける必要があります。新たに申請される場合は、審査に日数がかかる場合がありますので、早めに申請してください。

①身体障害者手帳をお持ちの方

- 両下肢、体幹または移動機能の障害の程度が1・2級の方
- 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の障害の程度が1級または3級の方
- 免疫または肝臓の障害の程度が1級から3級までの方
- 両下肢などの障害の程度が上記に該当すると知事などが証明した方

②戦傷病者手帳をお持ちの方

- 両下肢または体幹の障害の程度が特別項症から第2項症までの方
- 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸または肝臓の障害の程度が特別項症から第3項症までの方
- 両下肢などの障害の程度が上記に該当すると知事が証明した方

③介護保険の被保険者証をお持ちの方

- 要介護状態区分が要介護5の方



選挙公報を発行します

各候補者の氏名、経歴、政見、顔写真などを掲載した選挙公報を発行します。選挙公報は、投票日の前日までに新聞折り込みで各家庭にお届けします。新聞を購読していない場合は、市役所、公民館などに選挙公報を備えておきますので、ご利用ください。また、市ホームページでも公開します。

▶問い合わせ 選挙管理委員会(内線219)

大切な1票 必ず投票しましょう

4月に統一地方選挙(埼玉県議会議員選挙、行田市議会議員選挙、行田市長選挙)、また、夏には埼玉県知事選挙が予定されています。私たちの代表を選ぶ大切な選挙です。貴重な一票を無駄にすることのないよう、ぜひ投票に行きましょう。なお、投票時間は、午前7時から午後8時までです。



投票できる方

県議会議員選挙

- 日本国籍を有する方
- 平成17年4月10日以前に生まれた方
- 令和4年12月30日以前から行田市に住所を有している方
※令和4年12月31日以後に埼玉県内の他の市町村に転出した後も引き続き県内に住所を有する方で、行田市の選挙人名簿に登録されている方は、「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」または「住民票の写し」があれば、行田市で投票できます。
- 行田市の選挙人名簿に登録されている方

市議会議員選挙および市長選挙

- 日本国籍を有する方
- 平成17年4月24日以前に生まれた方
- 令和5年1月15日以前から行田市に住所を有している方
- 行田市の選挙人名簿に登録されている方



投票所「入場券」が変わります

投票所「入場券」の送付形式が、はがき形式から封書形式に変更になります。一つの封筒に世帯ごとの入場券を入れて郵便でお届けしますので、自宅に届きましたら開封してご確認ください。入場券は、投票所の混雑緩和のために発行するもので、もし届かなかったり紛失したりしても、選挙権のある方は投票することができます(入場券が届いていても、転出などにより投票できない場合があります)。※入場券は開封して、本人の分をお持ちください。※紛失などにより投票所に入場券をお持ちになれない方は、本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、パスポートなど)をお持ちになり、投票所の係員に申し出てください。

投票は指定の投票所で

投票は、入場券に印刷してある投票所で行ってください。なお、市内で住所を変更した場合、前の住所における投票所での投票となる場合がありますのでご注意ください。

期日前投票

選挙期日に用事があるなどを理由に投票所へ行くことができない方は、期日前投票ができます。

期日前投票をする際には、「期日前投票宣誓書(兼請求書)」の提出が必要となります。入場券裏面に印刷されている「期日前投票宣誓書(兼請求書)」に必要事項を記入して持参していただくと、スムーズに受け付けをすることができます。

なお、「期日前投票宣誓書(兼請求書)」は、期日前投票所に用意してある他、市ホームページからダウンロードすることができます。

